

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
放射光実験施設利用要項

〔平成28年12月16日〕  
制 定

改正 平成29年9月21日  
改正 平成30年9月28日  
改正 平成31年2月22日  
改正 平成31年3月28日  
改正 令和元年7月24日  
改正 令和4年3月28日  
改正 令和4年5月9日  
改正 令和5年5月29日  
改正 令和7年2月12日

(目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究施設利用規程（平成28年規程第64号）第17条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における放射光実験施設（以下「施設」という。）の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「施設利用」とは、本条第2項、第3項及び第4項に規定する施設の利用並びに第3条に規定する利用支援等をいう。

2 この要項において「一般施設利用」とは、第4条第1項の許可を受けた機構外の者（以下「利用者」という。）が自己の目的のために施設を利用することをいう。

3 この要項において「優先施設利用」とは、利用者が国又は国が所管する独立行政法人その他これに準ずる機関により採択された研究課題（以下「優先課題」という。）の実施のために施設を優先的に利用することをいう。

4 この要項において「試行施設利用」とは、施設利用の申請時の過去5年間において、同一組織の同一所属の利用者が同一技術領域において、共同利用・共同研究を含む施設の利用が全く無い場合であって、最大3回、かつ合計最大24時間とする一般施設利用をいう。

(利用支援等)

第3条 利用者は、機構と協議の上、施設の操作方法、実験試料等の作成方法等の指導・支援（以下「利用支援」という。）を受けることができる。

2 利用者は、機構と協議の上、観察、分析、解析等を機構が利用者に代わって実施する代行測定・解析（以下「代行測定・解析」という。）を受けることができる。

（利用方法）

第4条 この要項に基づき施設を利用しようとする機構外の者は、あらかじめ別に定める施設利用申請書を機構長に提出し、許可を受けなければならない。この場合、優先施設利用にあつては、優先課題の計画書及び優先課題として採択されたことを証する書類の写しを添付の上、機構長に申請し、許可を受けるものとする。

2 機構に来所する利用者は、利用責任者を定めて、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。

3 前項により登録した事項に変更が生じた場合、利用責任者は、変更登録をしなければならない。

4 ユーザー登録をした利用者で機構に来所する必要がなくなる者は、別に定める「登録抹消届」を機構長に提出しなければならない。ただし、当該施設利用が終了したときは、この限りではない。

（成果の公表・施設利用報告書）

第5条 施設利用に係る成果は非公表とすることができるものとする。ただし、成果の公開が前提となっている優先施設利用による場合には、利用の終了後、成果を公開しなければならない。

2 利用者は施設利用が終了したときから5年以内に、別に定める施設利用報告書を機構長に提出しなければならない。ただし、利用者から、前項の規定に基づき、あらかじめ非公表とする申し入れがあった場合には、その旨を明記して当該報告書から除外することができるものとする。

3 利用者が施設利用による成果を公開した場合には、公開した資料の写し等を機構に提出する義務を負うものとする。

（使用料）

第6条 施設利用の使用料は、別表に定める。ただし、試行施設利用による利用支援については、無償とする。

（使用料の納付）

第7条 利用者は、前条に定める使用料を所定の期日までに財務部長が発行する「請求書」により納付しなければならない。

（代行測定・解析試料の提供・返却等）

第8条 試料等の調達、採取、輸送等、代行測定・解析に掛かる全ての費用は利用者が負担するものとする。また、機構は輸送中の試料等に生じた何らかの損失もしくは損害について一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、試料等の取扱いに関する安全衛生上の注意事項を代行測定・解析前に明確に機構に提示しなければならないものとする。利用者がこれを怠ったことにより機構又は第三者に損害が生じた場合、その責任はすべて利用者が負うものとする。また、利用者が指定した条件に従って代行測定・解析を行ったことにより事故等が発生し、機構又は第三者に損害が生じた場合も同様とする。

3 機構は、利用者から提供を受けた代行測定・解析に必要な全ての試料及び資料、又は機構が利用者の利用に基づき採取した試料等を善良なる管理者の注意を持って、使用し、保管しなければならない。

4 機構は、代行測定・解析完了後、その結果を報告書として書面で利用者に提出するものとする。また、残余の試料等は全て利用者に返却するものとする。

5 機構は、利用者に提出した報告書の控を、提出の日から5年を経過する日まで保管しなければならない。ただし、利用者の合意があれば、5年経過せずに廃棄することができるものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、施設利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

1 この要項は、平成28年12月16日から実施する。

2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構放射光科学研究施設優先利用要項（平成24年12月21日制定）は廃止する。

附 記（平成29年9月21日）

この要項は、平成29年9月21日から実施する。

附 記（平成30年9月18日）

この要項は、平成30年9月18日から実施する。

附 記（平成31年2月22日）

この要項は、平成31年2月22日から実施する。

附 記（平成31年3月28日）

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 記（令和元年7月24日）

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

附 記（令和4年3月28日）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 記（令和4年5月9日）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 記（令和5年5月29日）

この要項は、令和5年5月29日から実施する。

附 記（令和7年2月12日）

この要項は、令和7年2月12日から実施する。

## 1. ビームライン使用料金（税別）

利用形態	種類	料金
一般施設利用	通常ライン	26,000 円
	高性能ライン	52,000 円
優先施設利用/試行施設利用	通常ライン	14,000 円
	高性能ライン	28,000 円

## 2. 利用支援料金（税込）

利用形態	料金
コンサルタント業務	10,000 円
測定解析補助・指導業務	30,000 円

## 3. 代行測定・解析料金（税込）

種類	内容	料金
タンパク質結晶構造解析 測定	リモートアクセスによる測定	9,000 円
	全自動測定	15,000 円
	簡易手動測定	20,000 円
	手動測定	50,000 円
	サンプルチェンジャーを使用しない測定	125,000 円
	In-situ 回折計を用いた測定	60,000 円
	1次スクリーニング及び In-situ 回折計 を用いた測定*	40,000 円
	2次スクリーニング及び In-situ 回折計 を用いた測定*	100,000 円
同解析	回折データセット処理	15,000 円
	In-situ 回折データセット処理	30,000 円
	クライオ条件検討	40,000 円

	Native-SAD 構造解析	40,000 円
--	-----------------	----------

種類	内容	料金
生体高分子用 X 線小角散乱解析測定	全自動測定	25,000 円
	半自動測定	35,000 円
	手動測定	72,500 円
	SEC-SAXS システムによる測定	27,500 円
	SEC-SAXS/MALS システムによる測定	40,000 円
小角散乱/微小角入射 X 線小角散乱解析測定	SAXS/GISAXS 測定	22,500 円
	冷却加熱ステージを利用した SAXS 測定	33,750 円
	低 X 線エネルギー GISAXS 測定	37,500 円
同解析	SEC-SAXS データの詳細解析*	30,000 円
	溶液概形解析*	90,000 円
	溶液概形詳細解析*	270,000 円
	相関解析*	560,000 円
	アンサンブル解析*	280,000 円
	結果レポート作成	20,000 円
二次元検出器による粉末試料 X 線回折測定	手動測定	50,000 円
透過法による XAFS 測定	手動測定	50,000 円
同単粒子解析***	初期解析	125,000 円
	詳細解析	250,000 円
X 線 CT 装置による三次元微細構造測定	X 線 CT 測定****	150,000 円

同解析	X線CT解析	30,000円
-----	--------	---------

料金は1時間あたりの利用料金。

\* 「1次スクリーニング及び In-situ 回折計を用いた測定」「2次スクリーニング及び In-situ 回折計を用いた測定」については、1プレートあたりの料金。また、「SEC-SAXS データの詳細解析」「溶液概形解析」「溶液概形詳細解析」「相関解析」「アンサンブル解析」については、1試料あたりの料金。

\*\* 「同単粒子解析」については、それぞれ1日あたりの利用料金。

\*\*\* 「X線CT測定」については、1視野あたりの利用料金。